

納期限5月31日(月) 軽自動車税(種別割)納税通知書の送付及び 障がい有する方の減免について

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

軽自動車税(種別割)納税通知書を送付します。納期限内であれば、金融機関・役場会計室のほか、コンビニエンスストア等でも納めることができます。

※令和元年10月、「軽自動車税」は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

※納税が困難な方への猶予制度があります。詳しくは税務課徴収担当(☎991-1835)へお問合せください。

障がい有する方のための軽自動車税(種別割)の減免

次の要件に該当する場合、納期限までに申請をすることにより軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。減免申請は毎年度必要です。

1 減免の対象となる車両(障がい有する方1人につき、普通自動車を含めて1台のみ対象です。)

- ・障がい有する方本人が所有する(納税義務者である)車両
- ・障がい有する方と生計を同一にする方が所有する(納税義務者である)車両

2 障がいの程度

手帳の種類	障がいの区分	障がいの程度(級別)	
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級の1	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声又は言語機能	3級(こゝろが漏れ出された場合のみ)	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級～6級	
	体幹	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級～6級
	心臓機能	1級、3級	
	じん臓機能	1級、3級	
	呼吸器機能	1級、3級	
	ぼうこう又は直腸機能	1級、3級	
	小腸機能	1級、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	
肝臓機能	1級～3級		
療育手帳	④、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)		
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。		

申請に必要な書類

- ①お持ちの手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)
- ②運転する方の運転免許証 ③車検証
- ④納税義務者の個人番号カード又は個人番号通知カード
- ⑤納税通知書

申請期限 5月31日(月)

※申請期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください。

松伏町立金杉小学校の 小規模特認校制度について

問合せ 教育総務課
学校教育担当 ☎991-1864
金杉小学校 ☎991-5000

金杉小学校は、これまでも地域と密着した特色ある教育活動を推進してきましたが、現在では小規模特認校として次のような教育活動を実践しています。

今年度は、1年生1名が新たに制度を活用しました。

現在9名が町内の他の学区から通学しています。

「目から、耳から、心から」 英語に触れる教育活動を実践します

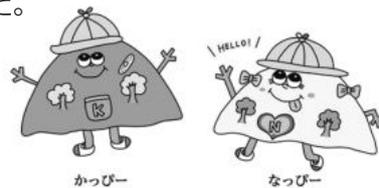
外国人語学指導助手(ALT)を常時配置し、外国語(英語)活動の充実を図ります。

ALTが常駐することで、日常的に英語が耳に入る環境となり、様々な取組を実施しています。

児童一人一人に応じた きめ細かな指導の充実を図ります

教育支援員を手厚く配置して、学習や生活に対し、きめ細かな指導を実施しています。

1つの学級を2人の先生で指導するチーム・ティーチングや1つの学級を2つに分けて授業を行う少人数教育など、児童一人一人に応じた授業展開が全学年で可能になりました。



【小規模特認校制度とは】

児童数が減少している小学校において、小規模の良さを活かした「特色ある学校運営」を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められる制度です。



木の幹にアルファベットを表示している
(イングリッシュロード)